消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

(1)基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保(消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること。)に関する基本方針を策定する。

(2) 地方公共団体による消費生活センターの設置等

- ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の 確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとし、国及び 国民生活センターは必要な援助を行うものとする。
- イ 地方公共団体は、アの事務を行うため、消費生活相談について専門的 な知識・経験を有する者を配置するものであること等一定の要件に該当 する消費生活センターを設置する(都道府県は必置、市町村は努力)。
- ウ 消費生活センターを設置する地方公共団体は、相談員の適切な処遇そ の他人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

- ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣に通知するものとする(生命・身体に重大な被害が生じる等した重大事故等に関するものについては、即時通知)。
- イ 内閣総理大臣は、アにより得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表する。
- ウ 内閣総理大臣は、情報の集約・分析等のため必要なときは、行政機関、 地方公共団体、国民生活センター等に資料の提供等の協力を求めることが できる。

(4) 消費者被害の防止のための措置

- ア 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の 注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様等消費 者被害の発生・拡大の防止に資する情報を公表するものとする。
- イ 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し 得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、当該措置が速やかに実 施されることが必要と認めるときは、所管大臣に対し、当該措置の速や かな実施を求めることができる。
- ウ 内閣総理大臣は、商品等や役務が安全性を欠くことによって重大事故

等が生じた場合(重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施 し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大 消費者被害の発生・拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、 事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務 の提供の方法の改善その他の必要な措置をとることを勧告することがで きる。

- エ 内閣総理大臣は、ウの勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告 に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生・拡大の 防止を図るため特に必要と認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴い て、当該事業者に対し、当該措置をとることを命ずることができる。
- オ 内閣総理大臣は、商品等が安全性を欠くことによって重大事故等が発生し、当該重大事故等による被害が拡大し、又はその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、特に必要があると認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、その原因となった商品等を譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止又は制限することができる。
- カ 内閣総理大臣は、オの禁止・制限に違反した事業者に対し、譲渡した商 品の回収を図ることその他必要な措置をとることを命ずることができる。
- キ 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生・拡大の 防止に関し必要な意見を述べることができる。
- ク 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な 措置の実施を要請することができる。
- ケー上記エ〜カに対する違反については、所要の罰則を定める。

(*) 定義

- ア この法律において「消費者事故等」とは消費生活における次に掲げる事故又は事態をい う。
 - ① 事業者が供給等する商品等(物品・施設・工作物)又は事業者が提供する役務の使用 又は利用に伴い、消費者の生命・身体に被害が生じた事故
 - ② 使用・利用時に通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務が使用・利用された事態であって、①の事故が生じるおそれがあるもの
 - ③ 虚偽・誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行われた事態
- イ この法律において「重大事故等」とは次に掲げる事故又は事態をいう。
 - ① 生命・身体に被害が生じた事故(上記アー①)のうち、その被害が重大であるもの
 - ② 生命・身体に被害が生じるおそれのある事態(上記アー②)のうち、イー①の事故を 発生させるおそれがあるもの